

平成26年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	未熟児養育医療給付事業						担当部	健康福祉部							
	会計区分	一般会計			事業類型	法定受託系		担当課	保険年金課							
	事業期間	平成25年度			～	平成30年度以降		担当係	医療係							
	総合計画 分野別計画	主目的	2 保健・福祉		11 保険・福祉医療		3 福祉医療を充実します									
		副目的	13-1													
	予算区分	款	4		項	1		目	4		大	4		中	1	
	根拠法令・個別計画	母子保健法、小牧市母子保健法施行細則														
	目的 (対象をどの様な状態にするのか)	身体の発達が未熟なまま出生し、生活能力が特に薄弱で、保育器を使用するなど入院治療が必要な乳児(未熟児)に対して、その治療に必要な医療の給付を行うことにより、生後すぐに速やかで適切な処置を図る。														
	内容 (手段)	<p>「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定により、平成25年度より、母子保健法に基づく業務が県から市に権限移譲された。未熟児養育医療給付業務はその中のひとつであり、出生後、指定医療機関に入院する未熟児(出生時体重2,000グラム以下または、生活力が特に薄弱な症状のあるもの)に対して、医療費及び食事代の助成を行った。</p> <p>また。世帯の所得税額に応じて自己負担額が発生するが、この自己負担額については、子ども医療扶助事業から受領委任払で助成を行った。</p> <p>※未熟児養育医療費の助成は国庫負担金・県負担金の対象であり、自己負担金を除いた助成金額の1/2を国庫が、1/4を県が負担する。</p> <p>直接経費の内訳(H25決算額) <span style="float:right">6,702,318円</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消耗品費(案内文用紙・文具類) <span style="float:right">92,335円</span></li> <li>・手数料(医療費算出・請求事務費) <span style="float:right">3,412円</span></li> <li>・扶助費(医療費・食事代の助成金) <span style="float:right">6,606,571円</span></li> </ul> <p>直接経費の内訳(H26予算額) <span style="float:right">9,333,000円</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通旅費(県事務連絡等) <span style="float:right">8,000円</span></li> <li>・消耗品費(案内文用紙・文具類) <span style="float:right">100,000円</span></li> <li>・手数料(医療費算出・請求事務費) <span style="float:right">4,000円</span></li> <li>・扶助費(医療費・食事代の助成金) <span style="float:right">9,221,000円</span></li> </ul>														
	受益者負担	有 世帯の所得税額に応じて自己負担金あり(ただし子ども医療で全額助成)														

		単位	H23決算額	H24決算額	H25決算額	H26予算額		
コスト	費用	直接経費	千円			6,702	9,333	
		正職員	従事者数	人			0.10	0.10
			人件費	千円	0	0	526	526
		その他職員	従事者数	人			0.00	0.00
			人件費	千円			0	0
	費用合計	千円	0	0	7,228	9,859		
対前年比	%				136.4			
財源	一般財源	千円	0	0	4,045	3,471		
	国・県支出金	千円			3,183	6,388		
	その他財源	千円			0	0		

業 績	活動指標名		単位	H23	H24	H25	H26
	受給者数	人	目標			—	—
			実績			27	
	受診件数	件	目標			—	—
			実績			68	
	医療費助成額	円	目標			—	—
			実績			6,606,571	
	成果指標名		単位	H23	H24	H25	H26
	一人当たりの助成額	円/ 人	目標			—	—
			実績			244,688	
一件当たりの助成額	円/ 件	目標			—	—	
		実績			97,155		

事業の自己評価	平成25年度の達成状況	平成25年度より、県から市に権限移譲された業務であるが、受給該当者については、入院中の指定医療機関より案内され受給するため、必要な医療は受けられている。				
	事業実施における課題	出生数は減少しているが、高齢出産は増加しており、未熟児の出生数は増加が見込まれ、今後、助成額の増加が見込まれる。				
	事業を縮小・廃止したときの影響	未熟児養育医療給付事業については、法律に基づき執行されている事業であり、市のみでの判断で事業の縮小・廃止をすることはできない。				
	平成26年度の改善内容	26年度における事業の改善・見直し内容(新規追加事項、廃止・削減事項等)	受給者の管理方法、補助金算出方法等の見直しを図り、事務効率を向上させる。			
	平成27年度の事業の方向性	方向性の判定	維持	事業のボリュームを現状規模で維持すべきもの(対象や手段を見直す場合も含む)		
	判定理由	未熟児の健全な育成のために、法律に基づいて行われている業務であり、引き続き実施する必要があると考える。				
	27年度以降の改善案	該当者への更なる周知とわかりやすい制度の案内文書等を作成することと、保健センターの低体重児の届出や訪問指導と連携を進め、家族の不安を少しでも取り除けるように努める。				

二次評価	方向性の判定	判定理由
	維持	一次評価のとおり。